

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名

重要文化的景観内における滅失又はき損に係る届出書の提出について

重要文化的景観内における文化的景観の重要な構成要素について滅失又はき損の事案が生じたので、文化財保護法第136条の規定により、別紙のとおり届出いたします。

1 重要文化的景観の名称

「奥飛鳥の文化的景観」

2 選定年月日

平成23年9月21日

3 重要文化的景観の所在地

奈良県高市郡明日香村大字 ほか

4 選定の申出を行った都道府県又は市町村

奈良県 明日香村

5 所有者等の氏名又は名称及び住所

6 滅失又はき損の事実の生じた日時

7 滅失又はき損の事実の生じた当時における管理の状況

8 滅失又はき損の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

9 き損の場合は、き損の結果当該重要文化的景観がその保存上受ける影響

1 0 滅失又はき損の事実を知った日

平成 年 月 日

1 1 滅失又はき損の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

届け出の添付書類

- 1 滅失又はき損の状態を示すキャビネ型写真及び図面